

○港区児童の朝の居場所づくり事業実施要綱（案）

令和8年4月1日

7港教学教第〇〇号

（目的）

第1条 この要綱は、児童が始業前の学校施設等を活用し、安全、安心に過ごすことのできる居場所を確保するとともに、読書などの活動を通して、児童の自主性、社会性及び創造性を養うことを目的として実施する事業を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において児童の朝の居場所づくり事業とは、港区立小学校において始業前に児童が安全、安心に過ごせる居場所づくり事業をいう。

（名称及び実施場所）

第3条 児童の朝の居場所づくり事業の名称は、モーニングスクールとする。

2 モーニングスクールは、別表に掲げる区立小学校（以下「実施校」という。）において実施する。

（モーニングスクールの対象児童等）

第4条 モーニングスクールの対象児童は、実施校に在籍する小学第1学年生（原則）とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、対象児童を制限し、あるいは、同項に規定する対象児童以外の小学生等も対象とすることができます。

（登録）

第5条 モーニングスクールに参加しようとする児童は、モーニングスクール参加登録申込書（第1号様式）により、モーニングスクールの趣旨及び内容を理解し、次に掲げる事項に同意のもと、保護者が教育委員会へ参加登録の申込みをしなければならない。

2 会員登録時に指定した者が責任を持って利用者を実施場所に送り届けること。

3 前項により申込みをした保護者は、教育委員会の指定する児童を対象とした傷害等保険に加入しなければならない。

4 特別支援学級に在籍する利用者が欠席をするときは、電話その他の連絡方法により、確実に教育委員会等に届出すること。

5 登録の期間は、登録の申込み日からその日の属する年度の末日までとする。

（実施日時等）

第6条 モーニングスクールの実施日時は、港区の休日を定める条例(平成元年港区条例第一号)第一条に規定する休日、港区立学校の管理運営に関する規則(昭和五十三年港区教育委員会規則第九号)第3条の2第1項に規定する休業日を除き、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日まで(同項の休業日を除く。) 午前7時30分から実施校1時限目開始時刻まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、実施校の実情に合わせ、実施日時を変更し、定めることができる。

(更新)

第7条 モーニングスクールに年度終了後継続して登録を希望する児童は、改めて登録申込みをしなければならない。

(活動内容)

第8条 モーニングスクールは、次に掲げることを計画的に行う。

(1) 児童の安全確保、健康管理及び情緒の安定に資すること。

(2) 児童の自主的な学習、読書などの体験活動の援助。

(3) 地域と連携した児童の健全育成に資すること。

(4) その他児童の健全育成上必要なこと。

(費用負担)

第9条 モーニングスクールの費用は無料とする。

2 第5条2項の教育委員会の指定する児童を対象とした傷害等保険以外の保険(スポーツ安全保険等)へ加入する場合の費用は、参加者の負担とする。

(障害児の受入)

第10条 教育委員会は、モーニングスクールにおいて心身に障害を有する児童の受入れを行うときは、次の各号に掲げることを行うものとする。

(1) 必要な人員体制の整備に努めるものとする。

(2) 関係機関との連携に努めるものとする。

2 前項の場合においては、教育委員会は、港区児童の朝の居場所づくり事業における障害児に関する協議会を設置し、児童の処遇について協議を行うものとする。

3 心身に障害を有する児童の保護者は、第5条の参加登録の申込において、生活状況調査書(第2号様式)を教育委員会に提出するものとする。

(利用制限等)

第11条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限

することができる。

(1) 利用者又はその家族が感染症等にかかり、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2) 第8条各号に掲げる活動に支障が生じると認められるとき。

(事業協力者)

第12条 実施校には、校内外及び児童の安全確認等の業務を行うために、協議会から推薦を得た者又は保護者等の中から、この事業への協力者としてスクールボランティアを教育委員会が選任する。

(関係課等との連携)

第13条 この事業の実施に際しては、児童の健全育成に総合的に対処するため、関係課等と連携を図り行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、教育委員会事務局学校教育部長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（省略）

第2号様式（省略）

別表

No.	拠点	所在地	
1	芝 小学校	芝 2-21-3	
2	赤羽小学校	三田 2-6-2	
3	芝浦小学校	芝浦 4-8-18	
4	芝浜小学校	芝浦 1-16-31	
5	御田小学校	白金 3-18-2	
6	高輪台小学校	高輪 2-8-24	
7	白金小学校	白金台 1-4-26	
8	港南小学校	港南 4-3-28	
9	麻布小学校	麻布台 1-5-15	

10	南山小学校	元麻布 3-8-15	
11	本村小学校	南麻布 3-9-33	
12	笄 小学校	西麻布 3-11-16	
13	東町小学校	南麻布 1-8-11	
14	青山小学校	南青山 2-21-2	
15	青南小学校	南青山 4-21-15	
16	御成門学園御成門小学校	芝公園 3-2-4	小中一貫教育校御成門学園
17	白金の丘学園白金の丘小学校	白金 4-1-12	小中一貫教育校白金の丘学園
18	赤坂学園赤坂小学校	赤坂 8-13-29	小中一貫教育校赤坂学園
19	お台場学園港陽小学校	台場 1-1-5	小中一貫教育校お台場学園